

# 近世文書における船舶・漁業の装備に関する助数詞

Japanese Numeral Classifiers in the Edo Period Documents Concerning Equipment for Shipping and Fishery

三保 忠夫

Tadao MIHO

要旨 近世の古文書における船舶の装備に関する助数詞(類別表現)について報告する。ここについて船舶とは、千石船に代表される廻船や沿海漁業に従事する漁船などである。その装備とは、楫(舵)や操船用のロープなどをいうが、これらに関する助数詞、及び、積荷に関する助数詞には、今日、既に忘れ去られたかのような貴重な用例も見える。本稿では一部を紹介するにとどまるが、全国的な、また、総合的な調査が望まれる。

【キーワード 助数詞、類別詞、近世文書、船舶語彙、漁業語彙】

はじめに

- 一、対象物の形体に関わる助数詞 頭・羽・房・丸・筋・帖(乗)
  - 二、対象物の状態に関わる助数詞 尋
  - 三、対象物の組成に関わる助数詞 通・株
  - 四、対象物の処置方法に関わる助数詞 ×
  - 五、器物・乗物類に関わる助数詞 艘・乗・網・固(箇・個)
- おわりに

はじめに

近世における文書(及び、記録類)は、時代的にも地域的にも多様であり、

その研究視点は、時代・地方・内容(要件)・位相など、多岐にわたる。その質・その量も様々であるが、この様々なるところに大きな魅力、即ち、重

要な課題が潜んでいそうである。既に、注目され、検討されつつある地方文

書や言語事象もあるが、何といても、中央資料や都會語には期待できない、生活地域 農村・漁村・山村など第一次産業地域 に密接に関わる語彙・語法・音韻、あるいは、地方語・生活語、口語などが認められそうである。

ここでは、佐渡、及び、安房・隠岐などの近世漁業・廻船関係文書における助数詞につき、信州地方(東信)の文書を参考としながら、その発掘を試みたい。近世文書というものをどのように活用していくか、その方法を検討するのも本稿の目的の一つである。

但し、本稿では、紙幅の都合により、魚介類、及び、海藻類などに関する助数詞を省く。これらは別途に言及したい。

用いる資料は次のとおりである(部の下は略称)。更に、充実させていく必要がある。

『新潟県史 資料編九 近世四 佐渡編』(一九八一年) 『新潟県史九』

『佐渡小木町史上(下)』(一九七三年) 『小木町史上』

『佐渡相川の歴史資料集一(以下)』(一九七一年以降) 『佐渡相川一』  
『千葉県の歴史 資料編 近世2(安房)』(一九九九年)

『千葉県の歴史 資料編 近世4(上総)』(二一年) 『千葉県・安房』  
『千葉県の歴史 資料編 近世5(下総1)』(二四年) 『千葉県・上総』

『長野県史 近世史料編 第一巻 東信(一)地方』(一九七一年) 『長野県史一』  
『長野県史一』 『長野県史一』

なお、一部に近代の文書を用いる。明治維新を経たといっても、地方の生活そのものは前代と連続的な状態にあったと推測されるからである。また、用例は、前後の記述・文言を省き、地名は、出典のままとする。

一、対象物の形体に関わる助数詞 艘・頭・羽・房・丸・筋

助数詞「頭」

助数詞「頭」の字は、音訓いずれが不詳だが、丸いウリなどの助数詞「かしら」に同様と見られる。

船の碇を对象として「頭」という助数詞が見える。

稲扱 三千挺 金千五百円

碇 拾壹頭 金四百八十円

鎌 三百十五丁 金二十二円五銭

(本州所産ノ食物器具新炭等ノ数量価金ノ申牒、相川県参事鈴木重嶺から内務卿大久保利通宛、明治八年三月三二日、『佐渡相川六』、八二頁)

佐渡相川の明治八年の文書である。単価は、稲扱一挺が五銭、碇一頭が四三円六三銭余、鎌一丁が七銭である。

御蔵米船積手形之事

一 御米 三百俵 但し四斗入

一 杉板 百四拾八枚

新造五年船

帆 拾反  
錠(碇) 五頭  
かゝす 貳房

檣綱 六房

船頭・水主五人乗

其外諸道具不足無之候

(余瀨町三兵衛船廻米請負手形御蔵米船積手形之事、宝曆三年 一七五三 一二月朔日、鴨川市永井家文書、『千葉県・安房』、二八四頁)

これは、万一の場合に備えて作成する船積み請証文である(但し、前後を省略した)。次も同趣の文書である。

御蔵米船積証文之事

一 御米 三拾三俵 但し四斗入

外 炭三拾五俵 新造三年船

わら十四抱 帆 拾反

碇 五頭

かゝす 四房

檣綱 五房

船頭・水主四人乗

其外諸道具相違無之候

(余瀨町仁右衛門船廻米請負手形御蔵米船積証文之事、寛政二年 一七九 一二月二四日、鴨川市永井家文書、『千葉県・安房』、二八五頁)

「わら十四抱」は、このまま「抱」という助数詞かも知れないが、「把」字の行書体をこのように解(翻字)した可能性もある。

乱船員 并海中 取揚之品々

一 檣言本 一 桁言本 一 梶言羽 一 檣二挺 一 碇四頭

一 帆不残 一 すくり言房 一 芋綱式房 一 玉子式房

一 中縄言房 一 乱舟具

其外何一も一切無御座候

(天津村茂右衛門船沖船頭十五郎乗破船一件、安永三年 一七七四 八月二六日、館山市正木家文書、『千葉県・安房』、三 七頁)

安房国の天津村で干鰯・鰯粕を積み込み、同国柏崎浦に碇を下ろしていた天津村茂右衛門の船が、八月二六日の明け方、大風雨のため、「碇四頭」も切れて大破し、船頭十五郎・武七は行方不明となった。右は、その折の一件を柏崎湊側立会の下で留書とした文書の一部である。引き揚げられた積み荷や廻船の装具などが列挙されており、その中、「一碇四頭」と見え、事の次第を聴取した関連文書にも「碇四頭」と見える。

- 一 帆柱志本 (海中中納)
- 一 桁志本 (取揚券券)
- 一 楫柄志本
- 一 帆九固
- 一 身縄四房
- 一 碇六頭
- 一 檣綱弔房
- 一 市波綱五房
- 一 蘭芋綱弔房
- 一 造小道具
- 一 鉄釘三拾四固

但武百二拾九貫弔百

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

一 破船乱海具

代金八両也

右之通船頭伊兵衛儀御穀積請走登、去月廿五日夜中房州南無谷村沖猪貝根へ乗上破船仕候、二付早速御注進申上候所、御自分様御足輕衆・御穀宿衆等被召連右場所、江御出、同二十七日、当月六日迄海士懸船を以海中色々御穿撃被成候へ共右之外揚不申候、(後略)

(差上申口書証文之事、安永八年 一七七九 一月、富浦町三浦家文書、『千葉県・安房』、二九四頁)

一月二五日、房州南無谷村沖で奥州塩釜船が遭難した折の口書証文、ならびに浦証文である(但し、前後は省略した)。同国平郡の南無谷村・小浦村等の組頭・名主などは、難船直後から今月六日にかけて、海士を使って積み荷や諸道具等を引き揚げ、船頭伊兵衛に引き渡し、この浦証文を作成したと

いう。やはり、「一碇六頭」と見える。

なお、碇の素材につき、後掲の「内浦村幾左衛門船道具手形舟道具之寛(元禄六年二月、鴨川市永井家文書)」には、「一金いかり 六ツ 一きいかり 一ちやう」と見える。前者は鉄碇、後者は木碇、即ち、木石碇をいうのである。因みに、沖縄県立埋蔵文化財センターの調査で、同県本部町瀬底島沖の海底から、一世紀以降の使用と見られる「木石碇」の碇石(長さ七六・五センチ、幅一七・五センチ・重さ二九キロ、安山岩)が発見されている<sup>(1)</sup>。木石碇は、こうした細長い岩(石)に木材を組み合わせて碇形に作られる。

助数詞「羽」

船の楫を対象として「羽」という助数詞が見える。「羽」は、「大釜」「塩釜」「屏風」などにも用いられる。

右之喜右衛門さんく、打擲致、其上船道具之内楫志羽、柱志本、三竿志本、ほはた志本、かい志枚右五色取申候処、二御代官様へ御断被成、(前後略)

(一札之事、延宝九年 一六八一 六月二四日、姫津村区有文書、『佐渡相川一』、一九四頁)

姫津村・沢崎村双方の漁師が、沢崎沖でイカ釣り漁をしている折に争いとなり、沢崎の漁師が姫津の喜右衛門を打擲し、船道具を取った。右は、その行為につき、沢崎村名主以下が姫津村喜右衛門・名主等宛に入れた詫證文である。船の「かい志枚」とも見える。

四百目 楫一羽代

二十八匁 楫の釘 六貫三百匁代

(大坂の薩摩屋市左衛門より船登源兵衛宛大坂買物覚、元禄九年 一六九六、佐渡郡相川町・船登忠晴氏所蔵、『新潟県史九』、七一九頁)

大坂の薩摩屋市左衛門(売手)が船登源兵衛(買手)宛に書いて出した請求書(リスト)様の一部(覚え)である。「楫」とは、船の楫のことである。この折、「鉄砲一挺」「白砂糖三斤」「うんさいたび一足」、紙なども購入している。

なお、「頭」の条に引いた「天津村茂右衛門船沖船頭十五郎乗破船一件」

(安永三年 一七七四 八月二六日、館山市正木家文書)に、「一棧志羽」と見え、また、この関連文書にも、「一棧志羽」と見える(三 九頁)。  
助数詞「房」

「房」という助数詞の、次のような用法は、早く八世紀の文献にも見えている。これについては先に触れた<sup>(2)</sup>。ここでは、丸く束ねた状態の藁綱や綱(ロープ)などを対象として、「房」という助数詞が使われている。

- 一 式拾七束 わら
- 一 八拾九房 なわ

(片羽村指出證文、天和二年 一六八三 七月、小県郡丸子町丸子・依田参良氏蔵、『長野県史一』、六七頁)

小物成の一部である。小物成とは、江戸時代の雑税の総称で、山年貢・野年貢・草年貢・御林下草代・河岸役・池役、その他、土地の用益などに課す小年貢をいう。検地を受けた田畠・林野から納める本年貢は本途物成という。

- 一 縄八拾九房

但シ、壹房式拾ひろ、代銭二而差上候義無御座候

(片羽村指出帳、元禄一五二年 一七 二 一二月、小県郡東部町片羽・荻原寛氏蔵、『長野県史一』、六七頁)

一房＝二尋の縄八九房とある。「尋」は、長さの単位で、「成人男子が両手を左右へ広げた時の、指先から指先までの長さ。慣習的に用いられた単位で、長さは一定しないが、曲尺でだいたい四尺五寸(約一・三六)ないし六尺(約一・八)くらい。布・縄・釣り糸の長さ、また海の水深などを表現するのに用いられる(水深の場合は、六尺を一尋とする)。(『日本国語大辞典17』)と説明される。

- 村役 藤二二房

是八 延長二間の所 一間に一房

(佐州雑大郡小川村用水路伏樋御普請仕様書、明和三年 一七六六 四月、小川村区有文書、『佐渡相川一』、六七頁上)

- 藤二二房
- 但、二尋曲

(同右、六七頁下)

同村の用水路伏樋の普請のための大工・人足、雑木・鉄目などの材料を列

挙した条に右のように見える。「藤」とは、藤蔓<sup>ふじも</sup>で、今日のロープに相当する。一房＝曲尺二尋である。この等式は、例えば、次の信州でも同様である。  
縄九拾房 式拾尋曲 但 拾房  
代永六拾三文

是者間二式房宛

(上丸子村依田川通国役普請出来形帳、文化九年 一八二二 八月、小県郡丸子町丸子・工藤千幹氏蔵、『長野県史一』、六九六頁)

他に一例、まったく同じ文言が見える(同頁下段)。曲尺で二尋の縄を九房、代金は永で六三文とある。九房というが、一房を一位として「代永七文」とある。「永」とは、江戸時代の貢租・物価表示の名目的な呼称(便宜的な計算基準)で、換算率は金一両＝永一貫文、または、銀四貫と規定された。

- 一 井戸綱 壹房 百五拾文 (い部に所見)
- 一 わら綱 壹房 小大 壹貫文 小大 四貫文
- 一 同綱の子 拾貫目 小大 四貫文

(わ部に所見)

(松ヶ崎商人より同所番所宛生活諸物資の値段書上帳、慶応二年 一八六六、佐渡郡畑野町・松ヶ崎区所蔵、『新潟県史九』、九六三頁)

「井戸綱」とは、麻綱であろうか。「わら綱」は、稲藁製の綱、「大・小」とは、太い・細いの意か。これらの一房も二尋であろうか。その大は一房一貫文、小は六文とある。「綱の子」は未詳だが、小の方が大よりも安くなっている。なお、この資料は商品のリストであり、ために検索の便を図ってイロハ順の部類となっている。

- 一 麻綱九拾六房 但 四房寄巻持ノ両手廿四卷
- 此出来方

正三九貫五百目入

壹房目方

麻三拾五俵 三貫式百八拾房  
此代金百式拾八両 但 三俵附壹駄二付ノ金拾壹両かへ

銀式拾両

(船頭給村職網仕立ならびに諸人用稼ぎ方書上帳、寛政一一年 一七九九 正月、東京水産大学附属図書館羽原文庫収蔵文書、『千葉県・上総、

麻綱を「房」、また、「巻」で数える。九六房＝四房×二四巻という計算らしいが、具体的な状況がわからない。「目方」とは、材とする麻の重量、俵に詰めて三俵を一駄で運ぶ。この文書には、以下にも、「一古麻綱廿四房」

但 壹房二付ノ金式分宛之積り、「一鱸綱錠綱八房」 但 壹房二付ノ銀拾刃宛」と見え、また、「一麻式俵」や、「一中綱」の条に「若あば四つ子拾六房」、「荒手綱」の条に「若あば四つ子拾六房ノ壹房目方壹貫貳百目」などと見える(八五・八六頁)。「荒手綱」とは、漁網の両端、または上端に取り付ける目の粗い綱。「あば」とは、次項「丸」の条に見える「あば繩」に係しよつ。

一亥春身繩壹房押取いたし候二付、右貸金壹両式分遣し右品御取返し被成候事

(江戸魚問屋乱妨の所業につき金合村一割元あて詫証文、文久四年 一八六四 三月、祭魚洞文庫旧蔵水産史料尾形家文書、千葉県・上総、一三三三頁)

「身繩」(水繩)は、和船の帆桁の中央部に取り付け、これを帆柱先端の滑車を通して船尾にとる太い麻綱をいい、これで帆を上下する。

「頭」の条に引いた房州の文書にも次のような用例がある。廻船の装備品の一つである。

・「余瀬町三兵衛船廻米請負手形御蔵米船積手形之事」(宝暦三年 一七五三 一月朔日、鴨川市永井家文書)に、「かゝす 貳房」「檣綱 六房」と見える。

・「余瀬町仁右衛門船廻米請負手形御蔵米船積証文之事」(寛政二年 一七九 一月二四日、鴨川市永井家文書)に、「かゝす四房」「檣綱 五房」と見える。

・「天津村茂右衛門船沖船頭十五郎乗破船一件」(安永三年 一七七四 八月二六日、館山市正木家文書)の「乱船具 井海中 取揚之品々」のリストの中に、「一すくり壹房 一芋綱貳房 一玉子貳房 / 一中繩壹房 一乱舟具」云々と見える。

・「差上申口書証文之事」(安永八年 一七七九 一月、富浦町三浦

家文書)に、「一身繩四房」「一檣綱貳房」「一市波綱五房」「一蘭芋綱 貳房」と見える。

「かゝす」は、かがそ・かがすなわ・かがおつな(加賀芋綱)ともいい、加賀国産の芋(麻)を縛って作る、和船の碇綱用の太綱をいう。「檣綱」も和船の碇綱で、檣を薄く割り、これを縛った綱である。平時の碇泊にはこれを用いる。「すくり」とも、また、すくりつな・ひづなともいう。「市波綱」とは、「苗麻綱」のことであろうか。これは、イチビ(アオイ科の一年草)の茎の繊維で作る綱で、かがす(加賀芋綱)に次ぐ丈夫さをもち、和船の碇綱とされた。かがす・檣綱・苗麻綱の三綱は、近世廻船の主要な碇綱とされる。「玉子」とは、和船に用いる綱の、その端を輪状(鶏卵形)に作ったものをいう。繫留・接続などに用いる太い綱は、結束が容易でないので、あらかじめこれを縫い縫っておく。「身繩」は、既出。これらの綱は、延ばせば一本というのであろうが、使わない場合には丸めて置かれ、これを、「一房」といったのであろう。

関連して、土佐の捕鯨に関わる『津呂捕鯨誌』(キラメッセ室戸クジラ館蔵、明治三年頃写)によれば、捕鯨船の(一)勢子船一艘分の附属船具の中に「漕綱 一房」、(二)網船一艘分のそれに「掛り綱 四房」「漕綱 一房」、(三)持双船一艘分のそれに「大催合綱 一房」「特双カラム 一房」「掛り綱 四房」がそれぞれ備えられている。勢子船は、鯨を追尾し、捕獲する。網船(二艘)は、海上に一結の網を張る。持双船は、捕えた鯨を二艘で挟みつなぎ、鯨寄場まで引いて行く役目の船である。

紀州太地浦の網取捕鯨業和田組に関する「用達書」には、勢子船・持双船以下の規模を示す中の一つに「ロクロ八基、ロクロ縄二十五房、太鼓五個」と見える由である。「用達書」は、和田頼治(延宝五年 一六七七 網取法の創始者)の頃のものとされる。

ところで、次のような、「つな」に「筋」「ツ」、また、「帆」を用いた例もある。

- 一 房州長狭郡内浦村幾右衛門舟十一端帆水主七人乗二御座候
- 一 かゝすつな 一 筋 一 いろひつな 一 帆
- 一 すかりつな 九ツ 一 わつつな 二ツ

- 一金いかり 六ツ 一きいかり 一ちやう
- 一ろ 六ちやう 一かぢ柱ミなわはじお
- 一ミさおとま樽釜八帆はしり道具少も不足無御座候

右之通二御座候、随分念を入道道具髓二御座候、為後日仍如件ノ(後略)

(内浦村幾左衛門船道具手形舟道具之覚、元禄六年 一六九三 二月)

鴨川市永井家文書『千葉県・安房、二八二頁(一)』

「十一端(反)帆」は、和船の帆の大きさをいうのであろう。「かゝすつな」「金いかり」「きいかり」「ミなわ」は、既出。「いろひつな」「すかりつな」「わつつな」は、帆などの操作に関わる綱であるつか、機能・目的等は未詳。「はじお(笠緒)」は、和船の帆柱先端の箆に取り付けて船首へ張る、補強用の麻綱。「ミさお(水棹)」は、水底や岩などを押し付けて船を進めるための竹棹。

「筋」「ッ」はともかく、「帆」とは珍しい助数詞だが、実は、これは右の「房」に同じものである。これにつき、『日葡辞書(補遺)』に「chibo.イチボ(一ぼ) 錨の綱や大綱の数え方」と見える語がある。この「ボ」とは、まさしく「房」の音の変化したものである。語末のoの母音には開音・合音の符号が付いていないが、これは脱落ではなく、既に当時(本編は一六二三年に、「補遺」の部は翌年出版された)、「房」の音の体母音eが才段長音化を経て短音化していたことを示している。あるいは、これは長崎あたりで口頭語形かとも考えたが、右の房州(千葉県)の用例からすれば、一七世紀初頭には広い地域で短音化していたのであろう。但し、地方によってはau音、あるいは、その長音形などが残っていた可能性もある。今日にも、広島側では「女房」(美人の意)、出雲側では「女房」(女性の意)といったといった変化の対応事例がある。地方差は、当然考え得るところである。

助数詞「丸」  
まるく球状に、あるいは、団塊状にであったのであろうか、漁網用のあば縄に助数詞「丸」が用いられる。

- 一 六拾三貫文
- あば縄 百四拾丸
- 直 八式百廿五文かへ

- 一 拾九貫六百八十文 上浦出
- あば縄 四拾壹丸
- 直 八式百四十文かへ

一 七十四貫四百八十文

あば縄 百九十六丸

直 八百九拾文 ならし

代々 三百七十七丸

代々 百五十七貫百六十文

(荒物商人紋四郎より青木長三郎宛松前行荒物買入帳、文化元年 一八四 一 一月、佐渡郡畑野町・青木秀夫氏蔵、『新潟県史九』、九五六頁)

「あば縄」とは、漁網の上・下端に付ける太いロープのことで、「あばな」ともい、浮子縄・網端縄と書く。漁網を浮かせるための浮子を付ける縄のこととも説明される(建て網のかた縄、トロール網のヘッド・ロープに相当する)。一九一四五 文、四八 文、三八 文となる(平均四一七文余)。こつした漁業用具や日用品などが佐渡で買い集められ、松前で売りさばかれたこれにつき、外内千恵子氏「佐渡の松前稼ぎをめぐる」(『新潟県史研究』第一五号、昭和五九年三月)に論がある。同氏によれば、海鼠引縄も「丸」(一九一四 文)で数えられたようである。

- 一 足駄 吉足 上 八拾文 下 九拾文
- 一 網縄 百尋 小 七拾文 大 五拾文
- 一 鮎籠 吉ツ 五拾文
- 一 あば縄 吉丸 小 大 五拾文 五拾文 (あ部に所見)

(松ヶ崎商人より同所番所宛 生活諸物資の値段書上帳、慶応二年 一八六六、既出、『新潟県史九』、九六六頁)

「網縄」「あば縄」同じのものであろうか。だが、商品としての仕立て方が違つのであろう。

- 輪竹 三千五百丸 金七百円
- 網縄 拾六通り 金千貳百円
- 網場縄 五万九千丸 金一万六五百拾円
- 三ツ縄 八万三千尋 金四十一円五拾銭

(本州所産ノ食物器具新炭等ノ数量価金ノ申牒、相川県参事鈴木重嶺から内務卿大久保利通宛、明治八年三月三十一日、『佐渡相川六、八二頁])  
 「輪竹」とは、樽・盥・桶などを作る際にタガとして用いる割り竹。豪雪地には太い竹がないので、佐渡から売り込んだらしい。「一丸」とは、搬送の都合上、それを軽くわがねて輪状にしたものか、または、更にそれらを束ねて梱包したものである。「三三三」は、稲穂の芯(藁)で縛った縄細くてしつかりしているから、漁村であれば、魚介類の干し物などを連結する折などに用いるのであろう。後に示すように、「実子縄」「実子綱」等ともある。

この文書には、また、次のような紙を対象とする用法も見える。

西ノ内紙 式編式束七帖 金四十九円九十四銭  
 内山紙 四十六丸 金百十九円六十銭  
 漣返半紙 五十丸 金四十七円五十銭  
 中保紙 六十一丸 金七十円十五銭  
 漣返半切紙、藁半切紙には「枚」を用いている。紙数の単位は、時・所に よって差異があるかも知れないが、国東治兵衛著『紙漣重玉記』(寛政一年 一七九八年 刊)によれば、石州半紙の場合は、一枚づつを二折、その一折を一重ねして一メ、その六メを一丸とする。一メ二枚、一丸二二枚、枚となる。この大量の紙を梱包すれば、分厚い、しかし、周囲の角のつぶれたような形体となる。

売 あば縄 三二五・四一・三 三二八丸  
 " 竹 八・五・九 九

(宿根木の佐藤伊左衛門所持の高砂丸が、越後・北海道と商取引したときの記録、三十七年六月一日北海道登別、佐藤伊左衛門家文書、明治三十七年 一九 四 『小木町下』、四四五頁)

" 生蠟 三二叭 三三二・四八・三 糸崎  
 " 長灯心 三丸 七・九一 大坂  
 (浜田嘉平次家住吉丸の取引差引帳、明治三年 一八九、『小木町史上』、四四 頁)

「明治三年一番登り差引帳」の八月・買の条の一部である。他にも「長

灯心 三丸」と見える。鞆や手まりのような球状に丸めたものを数えるのである。

" 晒蠟 三丸 三六・七五・堺

また、「一番登り下り差引帳」(明治四年一月二十七日)には右のように見える。ハゼノキの果実から採取される脂肪を木蠟といひ、採取したままのものを生蠟、晒したものを晒蠟という。この「晒蠟」がどんな用途・形態(形体)にあるものか不詳だが、助数詞「丸」から推せば、右の「長灯心」と関係するのであろうか。

一 古葉たば三丸

(売仕切、江戸初期カ、五月二日、船登源兵衛家文書、『佐渡相川四』、六五一頁)

古葉たばことは、その乾燥させた葉である。「丸」とは、分厚く梱包した形体物を対象とするのであろう。

百八十一刃 大印 半紙三丸  
 五十三刃八分 カ印 半紙一丸  
 五十一刃五厘 カ印 半紙一丸

(大坂の薩摩屋市左衛門より船登源兵衛宛大坂買物覚、元禄九年 一六九六、佐渡郡相川町・船登忠晴氏所蔵『新潟県史九』、七一九頁)

これも紙の半紙を対象とする。

佐渡は、幕府の中国向けの輸出品である俵物(煎海鼠・干鮑・鱧鱈)を生産したが、隠岐も同様であった。その隠岐には、俵物の送り状が通帳の形で残っている(村尾益行所蔵文書、文政二年 一八二九 六月、後半を略した)。

長崎廻  
 御用俵物送状之事

大庄屋改封印

隠州  
 一、煎海鼠正味式千六百四拾式斤 式拾七丸  
 此皆掛式千七百八拾斤

同

- 一、干鮑 正味八百九拾四斤三合 九丸
- 此皆掛九百四拾四斤八合

(荒居英次著『近世海産物経済史の研究』注(7)文献、名著出版、三二五頁による)

「隠州嶋前俵物買集世話人ノ別府村 酒屋伴五郎(印)」から「長崎俵物方ノ御役所」宛の文面で、末尾に「右之通、俵造相改積入申候、以上ノ俵物取締世話役ノ大庄屋 官蔵(印)」とある。請負わされた村々から納められた俵物を買集世話人が買い集め、品質・量目などを点検・管理・梱包し、出荷(船積み)する。右は、そうして「俵造」、即ち、俵装にしたものを「丸」で数える。煎海鼠・干鮑の「一丸」の重量は、正味で約九七・九斤、または、約九九・四斤、梱包用の縄・苴の重量は五斤(余)となる。この重量は、産地からの積み出し時におけるものらしい。

幕府が俵物公貿易を開始した元禄二年(一六九八)には、その一俵が「正味百式拾斤入」に公定されていたとされ(同右、三八六頁)、手許の資料によれば、その輸出海産物の「丸作り定斤数」は次のようであった。

- 『俵物丸作り定斤数』
- 一 煎海鼠 壹丸 百式拾斤入
- 一 干あわび 壹丸 右同斤入
- 一 こんぶ 壹丸 右同斤入
- 一 はかねこんぶ 壹丸 百斤入
- 一 鰯 壹丸 百式拾斤入
- 一 とさか 壹丸 右同斤入
- 一 所天草 壹丸 八拾斤入
- 一 椎茸 壹丸 五拾斤入
- 一 黄連 壹丸 貳拾五斤入
- 一 茯苓 壹丸 百斤入
- 一 黄柏 壹丸 八拾斤入
- 一 塩鱒 壹丸 百斤入
- 一 鱧 壹丸 六拾斤入
- 一 干貝 壹丸 八拾斤入

- 一 野紫 壹丸 八拾斤入
- 一 川 芎 壹丸 六拾斤入

(華蛮交市洽聞記、六、『長崎県史 史料編 第四』、一九六五年、吉川弘文館 三八七頁)

「唐船代り物俵物諸色請負方大意書」の「唐人買渡直段」にも次のように見える(行間を省く)。

- 一 吉番煎海鼠 正味 壹丸百式拾斤入
- (唐斤に付九分)
- 一 吉番干鮑 同 右同断
- (唐斤に付貳分)
- 一 鱧 同 壹丸六拾斤入

(『近世社会経済叢書』第七卷、昭和二年、改造社、一七一頁) 実際の「一丸」は、この正味に、梱包用の縄・苴(煎海鼠・干鮑)や菰苴(鱧)などの重量が加算されたものである。

なお、結束物に助数詞「丸」を用いることもある。この場合は、その「丸」を作る縄の長さにより、その束の規格を示すこともある。参考までに次をあげておく。

- 一 味噌壹樽 正味拾貫七百目風袋貳貫三百目
- 一 割木五拾束 但、貳尺五寸縄<sup>二而</sup>
- (小判所請負證文之写、享保元年 一七一六 カ、『佐渡相川七』、二九八頁)

この割木一束は、二尺五寸の縄で作ると指定されている。

- 一 御運上萱 塩尻組百六拾八束

但 五尺縄  
拾九束 並東二いたし式拾八束半 上塩尻村  
壹束 壹束半と心得べし  
日限被 仰付次第納ル

其余年中御買上萱被 仰付次第差出べし、尤代金壹分ニ付拾七駄之直段<sup>二而</sup>被下御買上、萱者 四尺縄

- 一 御飴り藁



馬草藁 但 四尺繩  
右年中被 仰付次第出

苧豆 壹連五寸廻り、御買上

被 仰付次第 御殿へ出、尺繩極りなし之様ニ相成、難渋旨御聴ニ達し、

(中略)

一 諏訪部大橋へ出

太繩 壹把六尺たぐり八十尋、触参り候八、組頭へ申聞、割合いた

させ 付拵させ、ないつきニいたし出す、こすり繩なり、

並繩 壹わ同断

こすり不申、并繩より少々太く、毛之あまり沢山無之様心付  
出すへし、

案敷

(後略)

(上塩尻村庄屋年中行事、上田市上塩尻・原亮氏蔵、『長野県史一』、五  
七六頁)

東信地方の近世文書だが、年次は未詳である。上塩尻村から運上(運送上  
納)する萱は一九束である、これは五尺繩によるものである、五尺繩の一束  
は並束の一・五束に当るので、五尺繩一九束は並束一八・五束に換算される。  
萱の並束とは、四尺繩である。馬草藁も四尺繩で束ねる。「苧豆」とは、  
青刈り大豆のこと。その一連は、「五寸廻り」、即ち、藁しへ二本くらいで周  
圍五寸に束ねるのである。「尺繩極りなし」とは、束の周囲(太さ)に決  
まりのないことをいっているのである。「太繩」の条に、「六尺たぐり八十尋」と  
あるのは、一尋＝六尺をいい、この八尋を「一把」という。「ないつき」  
は、太繩を継いで長くする方法で、おそらく、継ぐ方と継がれる方と、双方  
の端の縫りを一旦ゆるめ、これを絡めながら緋い継いでいくのである。目  
立ったコブ状の継ぎ目ができず、継ぎ目も強い。「こすり繩」とは、綿った  
ままの繩は毛羽立っている、これを肩繩などで擦って取り、使いやすく  
仕上げたものであろう。

こつした一定の長さの繩で野菜や檜皮・薪などを結束することは、はやく  
奈良・平安時代から見えている。

石屋社 薪百束、為繩二尺五寸

(神祇官諸社年貢注文、永万元年 一一六五 六月、『平安遺文』、三三  
五八番文書)

大麻社 炭五十籠 薪五十束 三尺五寸為繩

(同右)

吉田光由著『塵劫記』には、同様の方法で檜皮や竹の束(一々)を作る場  
合の計算方法が教示されている。

また、右の「(壹連五寸)廻り」という表現に関連し、「一 三尺廻り以上  
之木伐候節、向後壹本ニ付壹匁宛可差出事」(吉田右内様・神山三郎左衛門  
様 御書出留、寛延元年 一七四八、鹿伏・佐藤善兵衛家文書、『佐渡相川  
五』、四 一頁)と見えるものがある。立木の大きさ(太さ)をいうもので  
ある。

一 萱 壹駄 壹駄 壹束五尺丸 運上

右御運上之外、御入用之節八四尺丸ニ拵上納仕、時之相場ヲ以テ  
每晝代料御下ケ被下候

一 薪 六百拾束 貳尺 五寸丸

右御入用之外八、時之以相場每晝代納二仕候

(金剛寺村ノ差出帳、上田金剛寺 金剛寺共有文書、明治四年 一八七  
一 九月、『長野県史一』、六 九頁)

萱一駄の、一束は周圍五尺として運上する。御運上以外では、周圍四尺に  
拵える。また、薪は、長さ一尺、周圍五寸で束ねるといのである。「五  
尺丸」「四尺丸」「五寸丸」とは、長さ五尺、四尺、五寸の繩・細繩で束ねる  
との意味である。

助数詞「筋」

「碇繩」「輪竹」を「筋」で数える。先には、「輪竹 三千五百丸」 金七  
百円」と見えた。

一 碇繩 拾筋 三百文

(松ヶ崎商人より同所番所宛 生活諸物資の値段書上帳、慶応二年 一  
八六六、既出、『新潟県史九』、九六三頁)

一 輪竹 百筋 小大 三四言文

(同右、九六四頁)

関連して、川、町の通りを「筋」で数えた例がある。

一、大川 志筋<sup>戸地</sup> 但、入会川

(差上申一札之事、文政三年 一八三 九月、『佐渡相川一』、四四七頁)

一、新潟古地 引移<sup>明暦元年未元文三年迄 八十四年二成</sup>

但 町数式十七丁 通五筋<sup>戸地</sup> 町数四拾五丁

(新潟寺社由来并新潟郷建湊法諸廻船式法等、燕市更科家文書、既出) 元文三年(一七三八)の新潟湊の状況を記した条である。

助数詞「帖(乗)」

助数詞「帖」は、幕・紙などの折り畳んだものを数え、「畳」に通じるようだが、漁網を対象とした例がある。

一金子合二百三拾七両五分 地旅網数六拾三帖分

(浜行川村入網運上金受取証文、延宝六年 一六七八 五月、勝浦市三

葛木家文書、『千葉県・上総』、一三九頁)

尤網数之儀<sup>者</sup>平均一年二網志乗<sup>二</sup>付引揚ケ高五千俵<sup>与</sup>積り、(後略)

(干鰯直積仕法につき粟生村惣兵衛より尾張藩への書上、子年二月、

九十九里町飯高家文書、『千葉県・上総』、一三三頁)

此段当村々<sup>三</sup>而地引網株拾九乗有之先年<sup>引</sup>引來(後略)

(泉州村々への干鰯売捌き方お尋ねにつき片貝村返答書、文政八年 一

八二五 二月、九十九里町飯高家文書、『千葉県・上総』、一三五頁)

二例目は網を、三例目は地引網の「株」を数えたものであるが、共に、漁網を対象とする「乗」ということになる。しかし、別に、漁網を「帖」で数えた例があるなら、これらは、まず、その宛字と考えるべきであろうか。因みに、これらの字音仮名遣いは「帖」「乗」「状」である。四つ仮名・開合の乱れは枚挙にいとまがない。

紙を対象とした例には、「仙過志帖」「色紙取合五状<sup>五</sup>」「赤紙三帖」「色紙取合十帖」(館山栖原屋よりの現金荷物通帳、弘化四年 一八四七 正月、館山市海老原家文書、『千葉県・安房』、三三七・三四 頁)がある。

### 二、対象物の様態に関わる助数詞 尋

助数詞「尋」

右の「丸」の条に、「一 網繩 百尋<sup>小大 五尋</sup>」(松ヶ崎商人より同

所番所宛 生活諸物資の値段書上帳)、「三〇〇繩 八万三千尋<sup>小大 五尋</sup> 金四十一円五

拾銭」(本州所産ノ食物器具薪炭等ノ数量価金ノ申牒)と見えた。前者にはまた、次のようにも見え、また、あば縄も「尋」で表現したものがあ

一 実子縄 志把 但五拾尋<sup>入</sup> 式拾文

一 実子籌 志本 拾五文

一 実子綱 志尋<sup>入</sup> 百文 (み部に所見)

(松ヶ崎商人より同所番所宛 生活諸物資の値段書上帳、慶応二年 一八六六、既出、『新潟県史九』、九六六頁)

一 阿波縄六拾万式千三百余尋

代銭五百志貫五百志貫九百拾六文

但、十尋<sup>二</sup>付八文ツ、

(寛政十二<sup>申</sup>一ヶ年分四十物并国産之内他国出高凡書付、寛政二二年

一八 、佐渡相川七、五九三頁)

### 三、対象物の組成に関わる助数詞 通・株

助数詞「通」

先の「丸」の条に、「鰯網 拾六通り 金千式百円」(本州所産ノ

食物器具薪炭等ノ数量価金ノ申牒)と見えるが、同様、網、また、縄などを

対象として「通」が用いられる。組、または揃いになったものを数えたら

しい。

鮭網拾通 同小網九通 春網一八通

船数 六百艘程但海川共二

(新潟寺社由来并新潟郷建湊法諸廻船式法等、燕市更科家文書、一八世紀後半与力、『新潟県史研究』第六号)

宝永七年（一七一）の新潟寺社由来と湊の状況を記した条である（田子了祐氏の史料紹介による）。

玉筋魚網 一通  
鱈 網 一通

（羽茂郡大神平村・奉差上御請書之事、文久三年 一八六三 一二月、犬神区有文書、『小木町下』、二六五頁）

「玉筋魚」とは、コウナゴ（イカナゴ）のこと。

（前略） 同似り作賃 三分 平皮作賃 貳分弍厘 是者横縄五通立縄

十文字二作申分 平皮作賃 但横縄五通  
立縄弍通 貳分五厘 斗揃作

壹分 一重皮作賃 但横縄五通  
立縄弍通 貳分五厘 （後略）

（新潟寺社由来并新潟郷建湊法諸廻船式法等、燕市吏科家文書、既出）

正徳四年（一七一四）の新潟小揚水揚作賃銀目究の条から引いた。割書中の用例の傍線は省いた。

一 綱打道具 志通り 小大 書賣文  
五百文 （つ部に所見）

（松ヶ崎商人より同所番所宛生活諸物資の値段書上帳、慶応二年 一八六六、既出、『新潟県史九』、九六五頁）

助数詞「株」

対象物の組成に関わるものといえは語弊があるが、抽象的な地位・身分・権利を数える「株」という助数詞がある。

一 此度我等支配村方小賣七株改正二取極二相成候に付規定之通相守可申候

（富津村地小賣株改正取り決めにつき一札、嘉永四年 一八五二 一二月、富津市織本家文書、『千葉県・安房』、二二五頁）

一 鱈 延縄漁師株志株

（漁師株売渡証書、大正二年 一月四日、『西津町史』）

これは、鱈場古漁師株に関する権利である。鱈場については、何艘場といつて船数を限定するのがふつうであり、対岸の越後側の出雲崎でも、出雲崎町名主所に「鱈場株志株」持主八兵衛」と登録した（寺崎・出雲崎『新潟県文化財調査年報第16、民族1』）とされる。

#### 四、対象物の処置方法に関わる助数詞

助数詞「 $\times$ 」

「 $\times$ 」は、束ねたものを数える助数詞である。

一 藁只今迄之半減積納可申事

只今迄 千三百七拾四 $\times$

向後 六百八拾 $\times$

但シ面立御普請有之節者各別之事 /（中略）

一 薪大概只今迄之半減之積り事

只今迄 五千八百 $\times$ 余

向後 三千 $\times$

（吉田右内様・神山三郎左衛門様 御書出留、寛延元年 一七四八、既出、『佐渡相川五』、四 一頁）

右は、その大きさを記さないが、「一薪志束 但、三尺縄 $\times$  銭志文宛」

（水津御番所付問屋他国出入之品場銭帳、安永八年 一七七九、『新潟県史九』、九六七頁）と見える例が参考になる。次は、一 $\times$ は「三尺縄」とある。

一 から竹 志 $\times$  但三尺縄 貳百五拾文（か部に所見）

（松ヶ崎商人より同所番所宛 生活諸物資の値段書上帳、慶応二年 一八六六、既出、『新潟県史九』、九六七頁）

この文書からは幾例かの用例を引いてきたが、「草鞋 拾足」「草履 拾足」「蒲緒 百足」「馬沓 拾足」「深沓 志足」「足駄 志足」「竹の皮笠

志蓋」「菅笠 志蓋」「机 志脚」「前机 志脚」「串柿 一連」「松木臼

志柄」「椀臼 志から」「碁盤 志面」「将棋盤 志面」「屏風 志双」と

いった助数詞に併せ、「茶筆筭 志本」「帳たんす 志ツ」「重たんす 志本」「たんす 志本」「長櫃 志ツ」「米櫃 志ツ」といった新しい「ツ」の用法

も多く見える。

五、器物・乗物類に関わる助数詞 艘・乗・網・箇(箇・個)

助数詞「艘」

「艘」は、木製の容器「ふね」に出る。大型の廻船(帆船)も小型の漁船も、基本的には「一艘 二艘」と数える。

若、舟ぎ艘成共我まゝいたし申、万一外二付申候八、くわたい銀として銀壹枚可遣候

(下山九郎右衛門殿下屋敷買入れの手形證文、寛文七年 一六六七 七月二五日、石見善四郎家文書、『佐渡相川』一、一九三頁)

廻船五千艘程之内酒 千艘程 千八百程 (後略)

(新潟寺社由来并新潟郷建湊法諸廻船式法等、燕市更科家文書、既出)

口頭語なら「いっぱい にはい」であったかも知れないが、文字には見えない。ただ、「つ」と数えた例がある。

当村中惣段二而御公儀様船役獵船四つかくし置申所実正也

(手形仕事、元禄一四年 一七 一 一月、姫津村区有文書、『佐渡相川』一、一九五頁)

「艘」については、次の例にも注意される。「鍛冶株」とは、その営業権のよつなものであろう(「株」参照)。

一、鍛冶株一ツ 但シ道具者 古ふい「一艘」也

(羽茂本郷の市郎兵衛より村山村の久兵衛宛の借用文書、嘉永四年 一八五一 三月)

田中圭一氏「羽茂稻扱覚書」、『新潟県史研究』第三号、一九七八年三月、所収)の所論中に見える例である。

助数詞「乗」

助数詞「乗」は、車を対象とする助数詞であるが、ここには、次のような例がある。

宝曆十年辰七月青山山市左衛門様御支配二罷成申候

一船役之儀先年八当村船寄帖二付分水式百文宛釜役と一同二定永二而 上納仕来候所、(中略)船寄状二付永寄賣 五百文宛其浦二船之有

数ヲ以上納仕候様被仰付候、(後略)

(万覚記 年次末詳 江戸後期 八日市場市江波戸家文書、『千葉県下総』一、三六八頁)

先には、漁網を「乗」で数える例があり、これは「帖」の宛字かと考えた。だが、船ということになると、「乗」という助数詞を考えるしかない。

助数詞「網」

一 屏風 吉双中大 六葉語言文 四葉語言文 下 書七五文

一 同式板打 吉網小大 七葉語言文 七五文

一 同骨 吉双小大 五葉語言文 (ひ部に所見)

(松ヶ崎商人より同所番所宛 生活諸物資の値段書上帳、慶応二年 一八六六、既出、『新潟県史九』、九六七頁)

屏風の部材の一つであるつか、「吉網」と数えるものがあるよつである。助数詞「固・箇・個」

近世には、各地から各種の物資が大型廻船で運ばれた。「固」「箇」「個」は、そつした梱包した荷を数える言葉である。

荷物之内、杉材木七百廿五本、銅三拾四箇、米式百六表、沖二而段々打捨テ、御当地姫津村へ入津仕

(豊後国臼杵領家嶋村与九良拾四人乗船頭水主口書、正徳三年 一七一三 六月二日、『佐渡相川』一、一九六頁)

正徳三年六月一七日、出羽国能代から帰国しようとしていた豊後国の廻船が大荒れのために難船し、積荷を放擲して姫津村の港に入津した。その荷の一つに「銅三拾四箇」と見える。銅塊を梱包した荷である。重量は不詳である。

固荷物水揚 銀壹分五厘 同蔵かへし (中略) 固荷物油樽水揚 壹分三厘 同陸持 三分 同一町之内陸分 式分 固荷物賣

一駄壹匁式分 (中略) 木綿線綿茶一箇 六分 (前後略) (新潟寺社由来并新潟郷建湊法諸廻船式法等、燕市更科家文書、既出)

正徳四年(一七二四)の新潟小揚水揚作賃銀目究の中的一条である。「固荷物」「固荷物」とは、コリ(コウリ)の荷物、同荷造りの意であり、その個数を「固」で数える。

「水津御番所付問屋他国出入之品場錢帳」(安永八年 一七七九)では、次のような物品を「箇」で数えている。

灯心、茶、織草、金引苧、上方下り荷、小間物・和藜・此外、たはこ、素麺、鍋、能登鱒、松原椀、古手、綿入・袷・夜着蒲団、古帷子、小間継荷、昆布、心馬草、越後素麺、絵具櫃、鉢、会津椀、綿袋、しかね、昆布、木綿類、摺鉢、三四入、鯖、塩鱈、塩鰯、塩鮭、塩鯨、塩鱒、拾本人、塩青魚、拾本人、干鳥賊、木綿古手着物、硯箱、簞箱木枕  
(『新潟県史九』、七七～七八頁)

廻船で運ばれた荷である。先の「荒物商人紋四郎より青木長三郎宛松前行荒物買入帳」(文化元年 一八四一 一月、既出、「丸」の条)には、「吉岡草鞋 百五十足入 廿五箇」、「国分わらし百五十足入 拾貳箇」、「杣草鞋 百廿足入 三十箇」、「紙緒草履 百六十入 廿箇」などと見える(『新潟県史九』、九五六頁)。「箇」とも「個」とも見えるが、同じ助数詞である。「一箇」当たりの正味(数量・重量)は、物によって決っていたであろう。

「長崎唐館出船文書」は、文化二年正月、唐船(申七番)の船主(汪小)から唐館役所宛の出船の届出文書である。この「随帶」品目の内に、「猛索 五箇」、「蔴皮 五箇」、「糕餅 十箇」と見える。これも同じ助数詞である。

「こり」「こり」という助数詞は、収納用容器の「行李(こうり)」「名詞」に出たものらしい。だが、その後、語音が変化してしまったため、表記法が不詳となり、文字も定まりにくかったようである。

なお、梶山季之氏の「小説G.H.Q.」に「アメリカ力煙草一個」と見える(『週間朝日』65年5月7日号76)、これがロドリゲスの『日本大文典』にある「魚一候」(iccon)と関係あるかと問われているが、それぞれ別個の助数詞である。

## おわりに

近世の漁業関係文書に見える助数詞について検討した。この他、注意される例として次があるが、今は触れない。

葡萄 五千三拾鈞 金五拾円三十銭  
(本州所産ノ食物器具薪炭等ノ数量価金ノ申牒、既出、『佐渡相川六』、七七頁)

葉烟草 二万八千三百鈞 金千三百三十二円

(同右)

盈水揚式盈 三付 八厘七毛

(新潟寺社由来并新潟郷建湊法諸廻船式法等 燕市吏科家文書、既出)  
正徳四年(一七二四)の新潟小揚水揚作賃銀目究の中の一糸である。

なお、本稿で省いた魚介類・海藻類などに関する助数詞につき、その要目だけでもあげれば、次のようである。別途に機会を得て言及したい。

「尺」鮭

「本」鱒・塩鱈・鮓・鱈・塩鱈・塩鯨・鮭・塩鯨・塩鱒・塩青魚・鰻・鰹節・鮓頭骨

「頭」蛸・小蛸・小蛸・大蛸・生蛸

「かしら」たこ

「枚」鳥賊・いか・干鱈・干鯢・鯢・干鯢・干鯢・鯛・干鯛

「盃」串貝・くしかひ・鮑・鮑・海士貝・干鰻・干河豚・塩鰻・塩鳥

賊・干鮓・生鮓

「貝」串貝

「配」鰻

「尾」鰻・生鰻

「掛」鱈・肴(シイラカ)

「かけ」肴(シイラカ)

「把」鳥賊・干鳥賊・冬鳥賊・夏鳥賊、若和布

「わ」塩烏賊・干烏賊・夏烏賊  
「桶」鯨

「樽」樽詰物・鯛・コフナゴ・塩魚ノ子・魚油、(酒・醤油・酢・味噌・糟漬瓜・炭)

「俵」干鰯類・干鰯・塩鰯・いご、若和布・荒布

「箱」箱入四十物類・干海苔

「袋」鰻ノ子

「叭」鯉節

「箇」塩もの類・干鰾・同子・干鰻・塩鱈・塩烏賊・塩蛸・塩鰯・塩

「連」串貝  
鰻・塩青魚・塩はんしやう魚干入、昆布・心馬草

「束」端鮮・鮮

「貫目」鮪・鰹・鰻・鮫・鰯・鰺・魚ノ子・ほしか類并鰯こうなこの  
粕

「升」海苔

「鱧」は、アラ(元龜二年京大本運歩色葉集、三五六才)、体長一メートルにもなる鱧に似たススキ科の海魚。

## 注

(1) 『産経新聞』大阪版、二 五年四月一日。

(2) 拙著『木簡と正倉院文書における助数詞の研究』、二 四年一月、風間書房、七七・七七六・七九九頁。

(3) 『日本国語大辞典』4の「かがおづな」の語釈に、次の用例が示されている(旧版、小学館、三四七頁)。

碇式頭へ、加賀芋綱式房つつ括付、船の舳へ釣下け鱧すさりに致し  
(紀州口熊野周参見浦彌市源流漸(同人手寫))

碇二頭に加賀芋綱二房すつくくりつけ、船の舳先へ釣り下げ、鱧すざりに云々とある。出典未勘。

(4) 『土佐のカツオ漁業史』、中土佐町教育委員会内同書編纂事務所編纂、一年三月、七四四頁。

(5) 福本和夫著『日本捕鯨史話』、一九九三年八月改装版、法政大学出版社、九三頁。

(6) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』、一九八一年五月、岩波書店、三三四頁。

(7) 小沢豊治「隠岐に於ける長崎俵物の生産」、『経済史研究』、第二八巻第一号、一九四二年(昭和一七年)。

荒居英次著『近世海産物経済史の研究』(一九八八年二月、名著出版会)所収の「隠岐の俵物生産・集荷と役場引請制」(二七四〜三三五頁)。

(8) 佐藤利夫「佐渡の海村と漁業」、『新潟県史研究』第八号、一九八一年、二二頁。

(9) 『筑波書店古書目録』、第七八号、二 五年、九四頁。

(10) 『見坊蒙紀』「現代の助数詞」、『言語生活』、一九六五年七月号。  
(島根大学教育学部言語教育文化講座)